

領収書貼付用紙		No.
支出内容	長岡事務所費 (4-9月分)	9月30日
総経費	<u>61,564円</u> 政務活動経費 計上額	按分率 100%

38

※按分の場合は※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

①基本的に、政務活動を1/3、後援会活動1/3、その他の政治活動に1/3として按分

②4月分に関わる支出は大阪府議員選挙のため、1/6として計上

③8・9月に関わる支出については市長・市議選のため1/6を支出

※市議選の選挙事務所は別に設けたため、既存の事務所は通常選挙と同様に政務活動分を按分

(事務所費用)

事務所届

2023年 4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 長岡嘉一



政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 森河内西2-16-19		
延床面積	42.72㎡	賃借料① (月額)	35,000円(税 込み)
電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> (有) (06-6781-9915) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらない場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 ②	2023年 4月 1日 ~ 2023年 9月 30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真(外観及び応接スペース) 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動(33.333)% + その他の活動(66.667)%		
支出費用	$35,000 \text{円 (月額)} \times (2 \text{ヶ月} \times 1/3)$ $+ 35,000 \times 1/6 \times 3$	40,833円(年間)	
按分率の根拠	政務活動とそれ以外の議員活動、後援会活動の場として使用しているため、それぞれ1/3ずつ按分 7~9月は参議院選挙の事務所としても使用しているため、1/6として按分		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人

と賃借人

長岡嘉一

との間に、次のと

おり建物賃貸借契約を締結します。

第一条

賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 東京都中央区本町二丁目一丁目一西側

木造 二階建 棟

床面積 階 四二、七二平方メートル

第二条

賃貸借の期間は、八月 二年 四月 九日から 八月 二年 四月 九日まで

第三条

賃料は香が月金 五千 四百 五十 四円也とし、賃借人は毎月 五千 四百 五十 四円也に 羽 空 月分を

第四条

賃貸人は敷金として金 五千 四百 五十 四円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条

賃借人は、本件建物を 借 用 す る に 使 用 す る に 限 り て 使 用 す る に 限 り ま せ ん。

第六条

賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

第七条

一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。

第八条

二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第九条

賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除するこ

第十条

とができるものとします。

第十一条

一、式か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

第十二条

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を

第十三条

著しく害すると認められるとき。

第十四条

三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

第十五条

四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

第十六条

建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとし、

第十七条

賃借人（その家族、使用人、同居者）の責に帰すべき事由によつて建物を滅失し、若しくは損壊し、

第十条 賃借人はその損害を賠償するものとします。
賃借人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は敷金をもってその弁済に充当することができるとします。

第十一条 賃借人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十二条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし賃借人の承諾なしに造作加工したものがあればこれを原状に復したうえで、賃借人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第十三条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十四条 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十五条 (特約事項) 屋根が砂瓦によりアジテナ、クレーマー等々の他に工事上屋根の上のぼろも修理禁止するものとす。

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 2 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

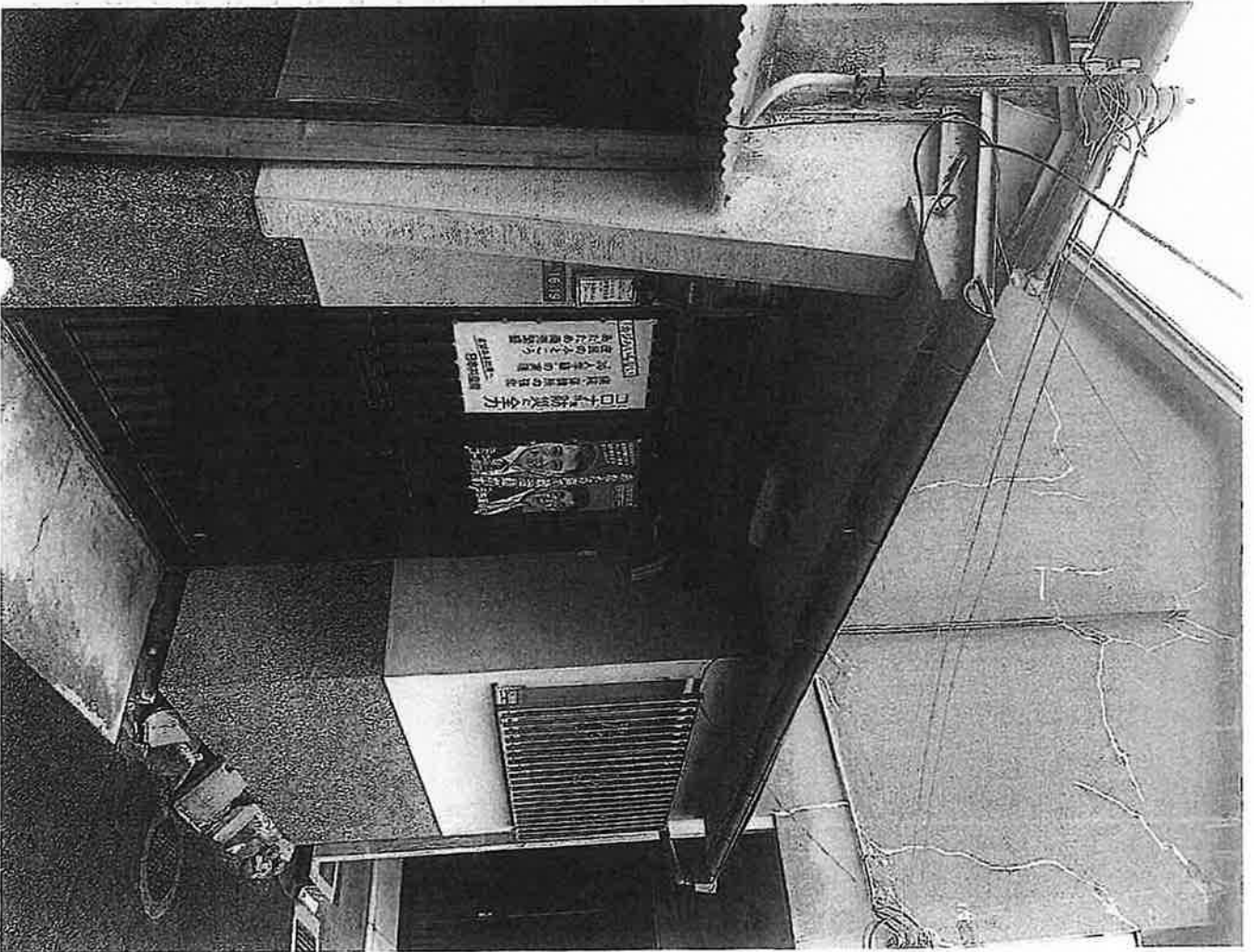
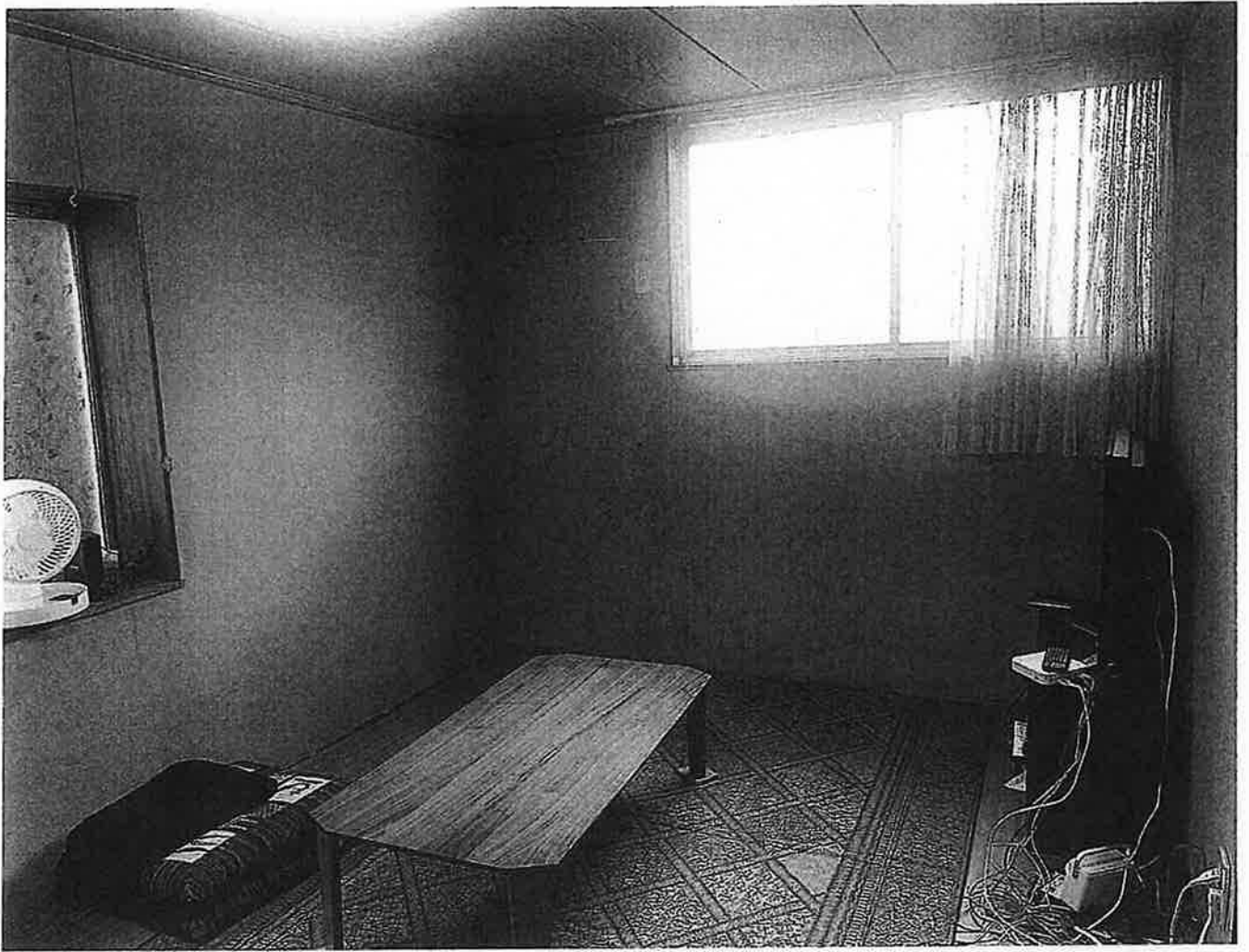
令和二年 四月 九 日

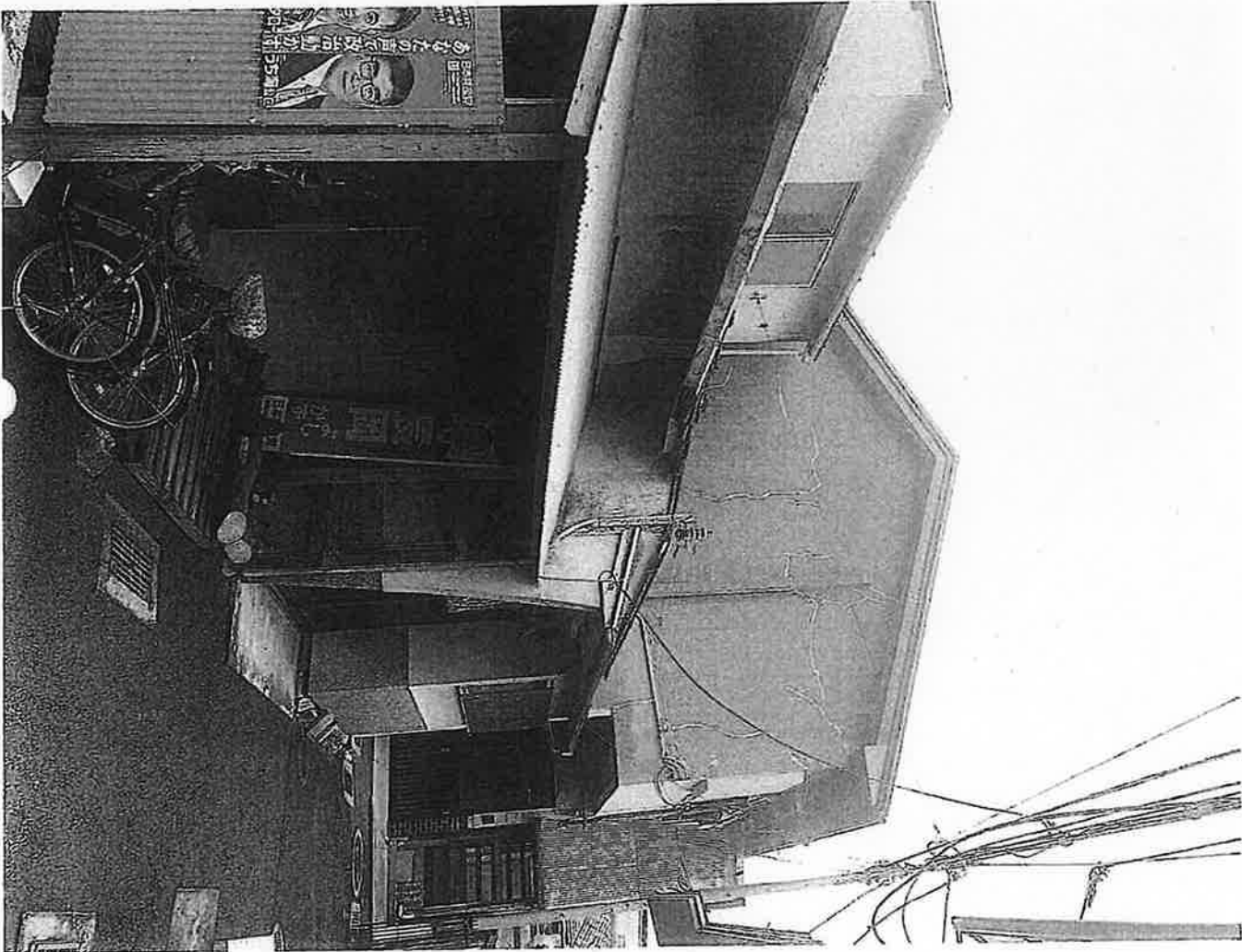
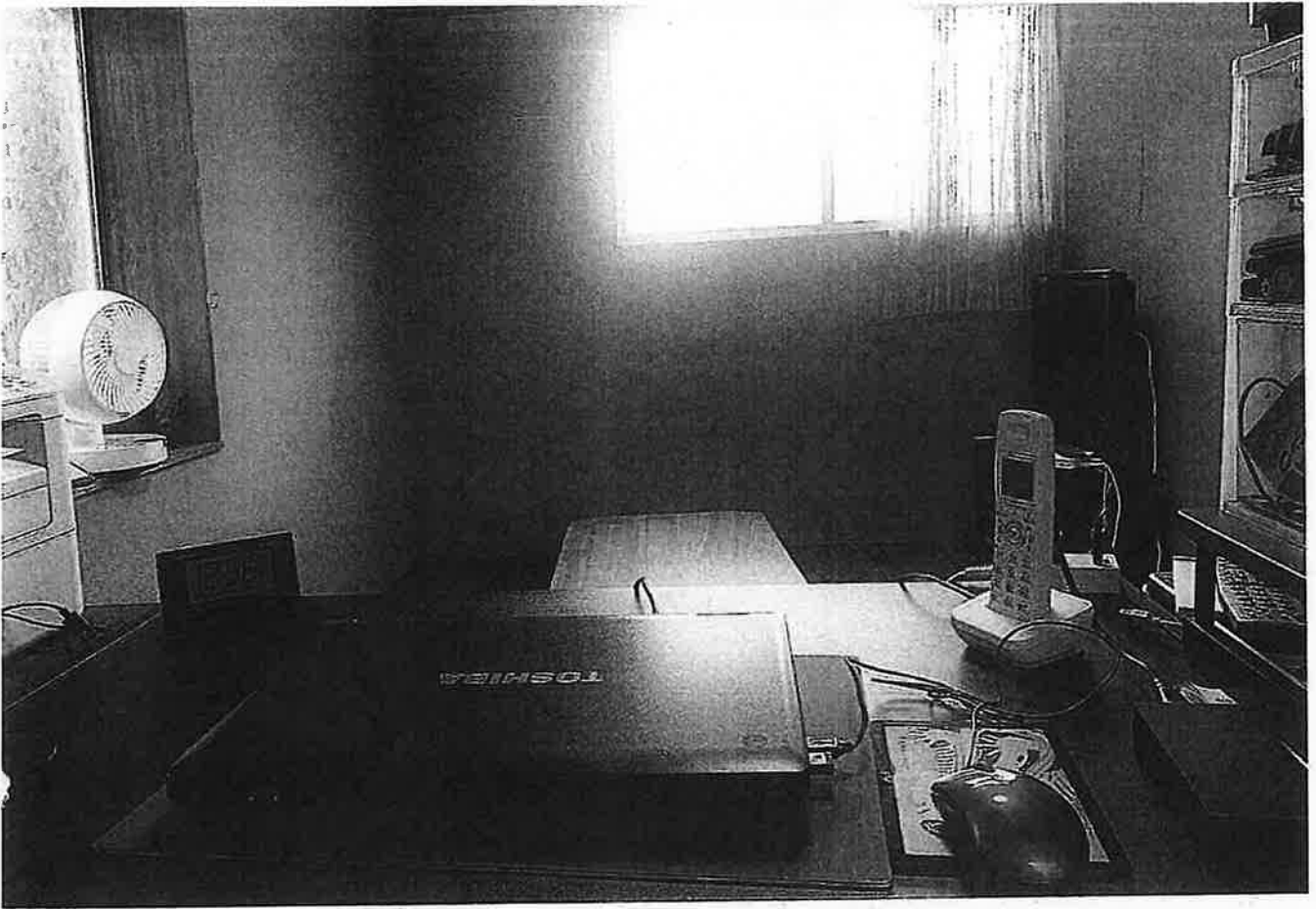
賃借人 現住所
氏名 [Redacted]

賃借人 現住所 東大阪市 [Redacted]
氏名 長岡 喜一
印

連帯保証人 現住所
氏名 [Redacted]

複製禁止





事務所費請求内訳

(2023年 4月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		5月分(4/25)府議選に計上
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥7,123	2023.1.21-3.20(4/15)
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥12,936	23.3.10-24.3.9
	ネット利用料	¥5,720	3/1-3/31
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥25,279	
請求額(a*1/3)			¥8,426

請求書 (西日本ご利用分)



郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



長岡 嘉一様



02304210100497118



05914

Webでのお問い合わせ



発行年月日 2023年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス(株)
差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 05914 05856 00 J
81 0000010 2304010J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6781-9915	2023年 4月ご請求分	7,123円	2023年 4月20日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 (合計)
7,123円
7,123円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつとも割、Web光もつとも割、どんと割、どんと割、どんと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*** NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6781-9915				
◇NTT西日本ご利用分				
	3,566	2,780	3月分	
		300	回線使用料(基本料)(住宅用) 1月21日~2月20日	合算
		300	INS付加機能使用料 1月21日~2月20日。セット割	合算
		300	引対象商品です。 i・ナンバー(2番号)使用料 1月21日~2月20日。セット割	合算
		-150	引対象商品です。 バック割引 1月21日~2月20日	合算
		8	INS通話料 1月21日~2月20日	合算
		0	(内訳)スーパーケンタくん適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、2月21日~3月20日です。	
		0	<(内訳)スーパーケンタくん通話料> スーパーケンタくんをご利用にならなかった場合、0円となります。	
		8	(内訳)通常通話料適用分	
		4	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
		324	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)	3,566	3,566	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分				
	3,557	2,780	4月分	
		300	回線使用料(基本料)(住宅用) 2月21日~3月20日	合算
		300	INS付加機能使用料 2月21日~3月20日。セット割	合算
		300	引対象商品です。 i・ナンバー(2番号)使用料 2月21日~3月20日。セット割	合算
		-150	引対象商品です。 バック割引 2月21日~3月20日	合算
		4	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 05914 05856 00 J

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
長岡 嘉一 様

お客様番号
XXXXXXXXXX

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥7,123-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)
0800-3335550

領収日 附印
 23.4.15

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、お振込みの場合同様に「お振込み」の印を押し出す必要があります。ATM以外でお支払いの場合は、お振込みの場合同様に「お振込み」の印を押し出す必要があります。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

06-6781-9915

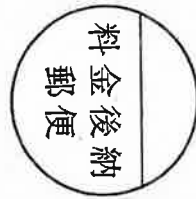
請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区 TA
	323	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 3,557	3,557	(小計)		
◇合計 7,123	7,123	合計	2か月分のご請求額です。	





5770061

大阪府東大阪市森河内西2丁目
16-19

長岡嘉一事務所 御中

お客様番号

505
000877



001 0001 646#0001646 0000015
0001648 A SAN018 001/001

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インクを使用しています。

領収証

〈お問合せ先〉

リコーリース株式会社

〒530-0004

大阪市北区堂島浜2-2-28

室島アークスビル 12F

関西支社 大阪営業一課 営業1グループ

TEL 06-4799-4371



①の矢印方向に剥がした後、②より同様に剥がしてください。



発行日 2023年04月07日

領収証番号



リコーリース株式会社



東京都千代田区紀尾井町4-1

長岡嘉一事務所 御中

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2023年 4月 4日
領 収 額	12,936 円

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	三菱UFJ銀行 放出支店 普通 〇〇〇〇〇〇 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ナカ〇オカ ヨシカ入

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
〇〇〇〇〇〇	23. 3. 10~24. 3. 9	1	11760	1176

続きは裏面をご覧ください。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西 (参考) plala (Sコース) 利用	合算 合算
◇その他ご利用料金等 (計) 790	450	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料	合算
	340	テレビ視聴サービス利用料	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 565	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
520	520		
◇合計 6,545	6,545	合計	
5,720	5,720		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	6年7か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で	7か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

事務所費請求内訳

(2023年府議選挙時分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥35,000	5月分(4/25)
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥5,508	3/21-4/20
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料 ポイント分	¥5,720 (¥500)	4/1-4/30
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥45,728	
請求額(a*1/6)			¥7,621

※府議選(3/31~4/9)期間中については、4月に関わる支出に
関して1/6として計算

第	号	長岡嘉一殿
年		
家賃金領收之通		

領收印鑑

此通帳附之期限
令和四年六月迄
満志之年

2001H 2001H

然定通月金 欠少万五千円定

27日5月	六	月分受取	25日11月	十二	月分受取
24日6月	七	月分受取	25日12月	一	月分受取
31日7月	八	月分受取	25日1月	二	月分受取
26日8月	九	月分受取	27日2月	三	月分受取
25日9月	十	月分受取	24日3月	四	月分受取
25日10月	十一	月分受取	25日4月	五	月分受取

請求書 (西日本ご利用分)

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長岡 嘉一様

Webでのお問い合わせ先

発行年月日 2023年 5月 7日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)



04786



【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 04786 04622 00 J
61 000000 1 0 23050101J

日領、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/2ページ)
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までにご請求しております。

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) 06-6781-9915	請求年月月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 5月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 5,508円	お支払期限 (DUE DATE) 2023年 5月22日(月)
---	---	-----------------------------------	---------------------------------------

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 *** 5,508円
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 5,508円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
 奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。
 *** NTT西日本からのお知らせ ***
 フレッツ光の割引サービス(光もつともっと割、Web光もつともっと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
 割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
 なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/warri/> でご確認ください。
 * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコピーエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

06-6781-9915

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 5月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6781-9915 ◇NTT西日本ご利用分			
5,508	2,780	回線使用料(基本料)(住宅用) 3月21日~4月20日	合算
	300	I・NS付加機能使用料 3月21日~4月20日。セット割引対象商品です。	合算
	300	i・ナンバー(2番号)使用料 3月21日~4月20日。セット割引対象商品です。	合算
	-150	バック割引 3月21日~4月20日	合算
	1,776	I・NS通話料 3月21日~4月20日	合算
(731)		(内訳)スーパーケンタくん適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、4月21日~5月20日です。	
< 731 >		(内訳)スーパーケンタくん通話料 スーパーケンタくんをご利用にならなかった場合、731円となります。	
(1,045)		(内訳)通常通話料適用分	
2		ユニバーサルサービス料他【日割】	合算
500		消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	5,508	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

電話料金等払込受領証

M30021211001 04786 04622 00 J

西日本ご利用分

ご請求先氏名
長岡 嘉一様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 5月ご請求分
金額(円)
¥5,508-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)
0800-3335550

領収書B-附印

23.5.12
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMでお支払の際は、ATMで支払った金額を必ずご確認ください。お支払の際は、お支払の金額を必ずご確認ください。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			合 算
			合 算
			非対象等
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
		合計	(2回線請求分)
◇合計	15,968	15,968	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単位）が公表されています。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料	合 算
	330	テレビ視聴サービス利用料	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
	520		
◇合計	6,545	合計	
	5,720		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	6年8か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で	8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	



事務所費請求内訳

(2023年5月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥35,000	6月分(5/29)
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		3/21-4/20府議選
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料		府議選
	ポイント分		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥35,000	
請求額(a*1/3)			¥11,666

今和五年		家賃金領取之通	
第 号		長岡嘉一 殿	

		領收印鑑 		此通帳附込期限 今和五年六月 月迄 滿迄五年	
約定金 參万五千圓 定					
日 月	日 月	日 月	日 月	日 月	日 月
29 日 9 月	31 日 8 月	29 日 7 月	28 日 6 月	29 日 5 月	12 月 分 取
10 月 分 取	9 月 分 取	8 月 分 取	7 月 分 取	6 月 分 取	5 月 分 取
11 月 分 取	10 月 分 取	9 月 分 取	8 月 分 取	7 月 分 取	6 月 分 取

事務所費請求内訳

(2023年6月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥35,000	7月分(6/28)
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥3,559	4/21-5/20(6/22)
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	5/1-5/31
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥43,779	
請求額(a*1/3)			¥14,593

今和五年		家賃金領收之通	
第 号		長岡寺加一殿	

領收印鑑		此通帳附入期限 今和五年六月 満迄半年		約定金 参万五千円 定	
29日 5月	六月分取	28日 6月	七月分取	27日 7月	八月分取
31日 8月	九月分取	29日 9月	十月分取	五月分取	五月分取

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

長岡 嘉一様



023062101004686490



05789

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 6月 7日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 05789 05735 00 J
61 100000 1 0 23060101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6781-9915	2023年 6月ご請求分	3,559円	2023年 6月20日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本ご請求額
(合計)

3,559円

3,559円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6781-9915			
◇NTT西日本ご利用分			
3,559	2,780	回線使用料(基本料)(住宅用) 4月21日~5月20日	合算
	300	1NS付加機能使用料 4月21日~5月20日。セット割引対象商品です。	合算
	300	i-ナンバー(2番号)使用料 4月21日~5月20日。セット割引対象商品です。	合算
	-150	バック割引 4月21日~5月20日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	323	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	3,559	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

M30021211001 05789 05735 00 J

電話料金等払込受領証

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払の際は、お出しください。上記以外で支払の際は、切り取りをお願いします。

西日本ご利用分

ご請求先氏名
長岡 嘉一様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 6月ご請求分

金額(円)
¥3,559-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)
0800-3335550

領収日附印
236.14
289468

収入印紙貼付欄


(金融機関・CVS用)→お客様

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 380	450	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料	合算
	330	テレビ視聴サービス利用料	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 565	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
520	520		
◇合計 6,545	6,545	合計	
5,720	5,720		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月まで	6年9か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は5月まで	9か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

事務所費請求内訳

(2023年7月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	市議選分に計上	8月分(7/31日)  7/27
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	6/1-6/30
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥5,220	
請求額(a*1/3)			¥1,740

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆09		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料等 (計)			合 算
			合 算
◇通話料・通信料 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
◇消費税等相当額 (計)			
◇合計			

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 780	450	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料	合 算
	330	テレビ視聴サービス利用料	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 565 520	565 520	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 6,545 5,720	6,545 5,720	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で	6年10か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は6月末で	10か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

事務所費請求内訳

(2023年8月分)

名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代	¥7,118	5/21-7/20(8/16支払い)
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥5,720	7/1-7/31
	ポイント分	(¥500)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥12,338	
請求額(a*1/3)			¥4,112

請求書 (西日本ご利用分)

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 8月 7日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】

〒536 大阪市東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 05801 05745 00 J
61 10000010 23080101J

Webでのお問い合わせ



05801



023082101004626471

長岡 嘉一様

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 お (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6781-9915	2023年 8月ご請求分	7,118円	2023年 8月21日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本ご請求額
(合計) 7,118円

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 長岡 嘉一様	お客番号 [REDACTED]	2023年 8月ご請求分	金額(円) ¥7,118-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領収日 附印 2023.8.16
------------------	--------------------	--------------	------------------	----------------------	----------------------------	---------------------

取入印と還付印
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER 06-6781-9915 請求年月 MONTH OF ISSUE 2023年 8月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇06-6781-9915 ◇NTT西日本ご利用分 3,559	2,780 300 300	7月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) I・N S 付加機能使用料 i・ナンバ (2番号) 使用料	合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本 (小計) 3,559	-150 6 323 3,559	バック割引 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額 (合計) (小計)	合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本ご利用分 3,559	2,780 300 300	8月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) I・N S 付加機能使用料 i・ナンバ (2番号) 使用料	合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本 (小計) 3,559	-150 6 323 3,559	バック割引 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額 (合計) (小計)	合 算 合 算 合 算
◇合計 7,118	7,118	合計 2か月分のご請求額です。	合 算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話番号) の提供を確保するためにご負担いただく料です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆090-		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計)			合 算
			合 算
◇通話料・通信料 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等
			非対象等

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala (Sコース) 利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 280	450	ドコモ光テレビオプション伝送サービス利用料	合 算
	330	テレビ視聴サービス利用料	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 565	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
520	520		
◇合計 6,545	6,545	合計	
5,720	5,720		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	6年11か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は7月末で	11か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

事務所費請求内訳

(2023年市議選分)


名前 長岡 嘉一

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥35,000	8月分(7/27)
		¥35,000	9月分(8/31)
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	ネット利用料	¥11,440	8/1-9/30
	ポイント分	(¥1,000)	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥80,440	
請求額(a*1/6)			¥13,406

※事務所開き後(8/6)~9/24の期間中については、市議選の活用もあり、1/6として計算

※選挙事務所は別の場所に設置したため、従前の事務所は政務活動用の事務所として使用

<p>今和五年</p>		<p>家賃金領收之通</p>	
<p>第 号</p>		<p>長岡寺加一 殿</p>	

		<p>領收印鑑</p>		<p>此通帳附入期限 今和五年六月 満迄半年</p>		<p>約定金 参万五千円 定</p>	
29日 5月	六	月	分	受	取	年月日	
28日 6月	七	月	分	受	取	年月日	
27日 7月	八	月	分	受	取	年月日	
31日 8月	九	月	分	受	取	年月日	
29日 9月	十	月	分	受	取	年月日	

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)			合 算
◇通話料・通信料 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
◇合計 17,366	17,366	合計	(2 回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆090-		ご利用期間 (8/1~8/31)	
◇基本使用料等 (計)			合 算
			合 算
◇通話料・通信料 (計)			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			合 算
			非対象等
			非対象等
◇消費税等相当額 (計)		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計			

領収書貼付用紙		No.
支出内容	上原賢作事務所 2023年4月～9月	35
総経費	323,712円 政務活動費 計上額 95,144円	按分率 ※1/3

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

別紙事務所届及び、月別請求明細内訳の通り

基本的には、政務活動に 1/3

その他の議員活動及び後援会活動に 2/3 を使用しているとして案分した。

なお 4 月分は府会議員選挙のため政務活動費として 1/6 に案分した。

8 月 9 月分は、市会議員選挙準備のために政務活動費の計上せず。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第14 (第6条第3項関係)

(事務所費用)

事務所届

2023年 4月 1日

会派名と議員名

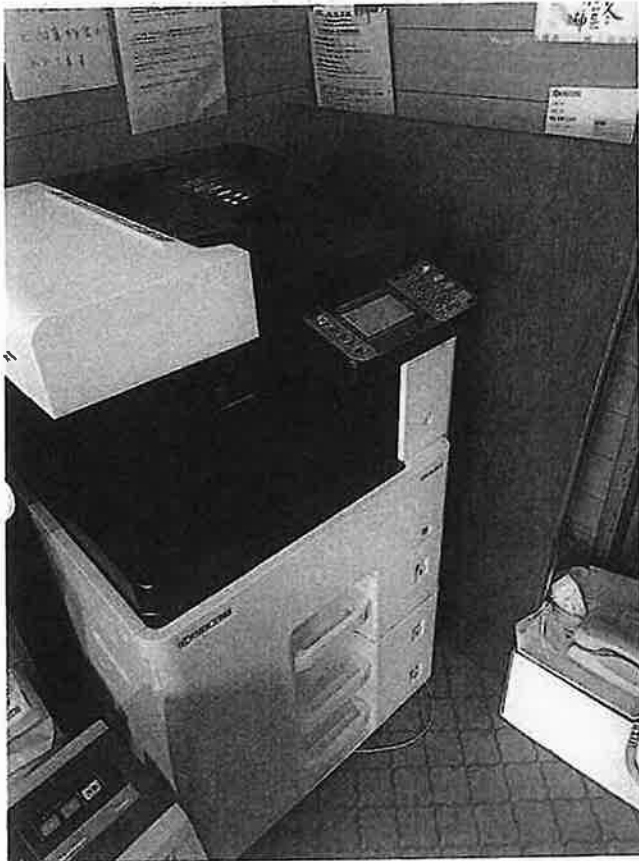
日本共産党東大阪市会議員団 上原 賢作^印

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 友井2-9-21		
延床面積	約66㎡	賃借料① (月額)	65,000円(税込み)
電話番号	有 (06-6730-5840) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらぬ場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 (②)	2023年 4月 1日 ~ 2023年 9月 30日		
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 写真 (外観及び応接スペース) 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (1/3) % + その他の活動 (2/3) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 65,000円 (月額) × 6ヶ月 × 1/3 %	75,831円 (年間)	
按分率の根拠	単月 65,000円 (月額) × 1/3 = 21,666を5、6、7月分 64,998円 4月分は府会議員選挙のため 1/6 で 10,833円 8、9月分は市会議員選挙にかかるため計上せず		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

上原賢作事務所写真



事業用貸借契約書
(事務所)

平成31年1月1日

上原 賢作 様

事業用貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 上原 寛作 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	貸事務所		階 号室	()
	所在地	(住居表示) 東大阪市友井2丁目9-21			
	構 造	(登記簿) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造、その他() / 瓦葺、スレート葺、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、陸屋根、その他() / (2)階建/全()戸			
	種 類	連棟建て	新築年月	昭 和	年 月
	面 積	1階 約33㎡ 2階 約33㎡			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2019年(平成31年) 1月 1日 から2020年 12月 31日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(平成31年) 1月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 65,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 _____ 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	_____ 円
敷 金	_____ 円 (賃料 _____ ヶ月)			附 属 施設料	月額 _____ 円 (内消費税等 円)
保証金	1,000,000円 (賃料 _____ ヶ月)	償 却			
その他の条件		保証金は、解約時300,000円引き。無利息。			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	_____ 本	_____ 本	_____ 本	_____ 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	口振 込				
	☑持 参	持 参 先	_____ 貸主名		
	口口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 1月 1日

甲・貸主	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
乙・借主	氏名	上原 賢作 (印) TEL 06-6725-5647
	住所	東大阪市 [Redacted]
連帯保証人	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東大阪市友井1丁目3-13 TEL 06-6722-2666	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	本西不動産 (印)	商号又は名称
	代表者の氏名	石井 和枝 (印)	代表者の氏名
	免許証番号	[Redacted]	免許証番号 大臣 () 第 号 知事 () 第 号
	免許年月日	平成26年5月15日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	織田 陽子 (印)	氏 名 (印)
	登録番号	[Redacted]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名	本西不動産	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	東大阪市友井1丁目3-13 TEL 06-6722-2666	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(3)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時30万円を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなげ

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、着火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第8項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は運搬係証人等について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に向保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



保証金預り証

平成31年1月1日

金 1,000,000 円

上記正にお預かり致しました。

- 一、この保証金は無利息とします。
- 一、賃貸契約が終了したときに、甲は下記を保証金から控除し残額があるときは、乙に返還します。

記

1. 解約控除金 300,000円

2. 賃料の延滞金・損害賠償金等

以上

領収証

年 月 日

金 円

但し、賃貸契約礼金として。

上記正に領収致しました。

保証金返金領収証

年 月 日

金 円

上記の金額を正に受領いたしました。

住所

氏名



577-0816

大阪府東大阪市友井2-9-21

上原けんさく事務所 御中

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年6月10日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年6月10日から 2027年6月9日まで (72ヵ月)		
お支払合計額	514,800円	内消費税額	46,800円

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

※口座振替ご指定金融機関

ゆうちょ銀行(郵便局 大阪 支店)	口座番号*****
預金種別 普通	口座名義人 ウィハラ ケンサク

お取扱店	有限会社 アクセスコーポレーション TEL 06-6481-8787
------	---------------------------------------

お支払明細

作成日 2021年 6月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21/7	7,150円	650円	5,076.50円	49	25/7	7,150円	650円	164,450円
2	21/8	7,150円	650円	5,000.50円	50	25/8	7,150円	650円	157,300円
3	21/9	7,150円	650円	4,933.50円	51	25/9	7,150円	650円	150,150円
4	21/10	7,150円	650円	4,866.50円	52	25/10	7,150円	650円	143,000円
5	21/11	7,150円	650円	4,799.50円	53	25/11	7,150円	650円	35,850円
6	21/12	7,150円	650円	4,732.50円	54	25/12	7,150円	650円	28,700円
7	22/1	7,150円	650円	4,665.50円	55	26/1	7,150円	650円	21,550円
8	22/2	7,150円	650円	4,598.50円	56	26/2	7,150円	650円	14,400円
9	22/3	7,150円	650円	4,531.50円	57	26/3	7,150円	650円	10,725.00円
10	22/4	7,150円	650円	4,464.50円	58	26/4	7,150円	650円	10,010.00円
11	22/5	7,150円	650円	4,397.50円	59	26/5	7,150円	650円	9,295.00円
12	22/6	7,150円	650円	4,330.50円	60	26/6	7,150円	650円	8,580.00円
13	22/7	7,150円	650円	4,263.50円	61	26/7	7,150円	650円	7,865.00円
14	22/8	7,150円	650円	4,196.50円	62	26/8	7,150円	650円	7,150.00円
15	22/9	7,150円	650円	4,129.50円	63	26/9	7,150円	650円	6,435.00円
16	22/10	7,150円	650円	4,062.50円	64	26/10	7,150円	650円	5,720.00円
17	22/11	7,150円	650円	3,995.50円	65	26/11	7,150円	650円	5,005.00円
18	22/12	7,150円	650円	3,928.50円	66	26/12	7,150円	650円	4,290.00円
19	23/1	7,150円	650円	3,861.50円	67	27/1	7,150円	650円	3,575.00円
20	23/2	7,150円	650円	3,794.50円	68	27/2	7,150円	650円	2,860.00円
21	23/3	7,150円	650円	3,727.50円	69	27/3	7,150円	650円	2,145.00円
22	23/4	7,150円	650円	3,660.50円	70	27/4	7,150円	650円	1,430.00円
23	23/5	7,150円	650円	3,593.50円	71	27/5	7,150円	650円	715.00円
24	23/6	7,150円	650円	3,526.50円	72	27/6	7,150円	650円	0.00円
25	23/7	7,150円	650円	3,459.50円					
26	23/8	7,150円	650円	3,392.50円					
27	23/9	7,150円	650円	3,325.50円					
28	23/10	7,150円	650円	3,258.50円					
29	23/11	7,150円	650円	3,191.50円					
30	23/12	7,150円	650円	3,124.50円					
31	24/1	7,150円	650円	3,057.50円					
32	24/2	7,150円	650円	2,990.50円					
33	24/3	7,150円	650円	2,923.50円					
34	24/4	7,150円	650円	2,856.50円					
35	24/5	7,150円	650円	2,789.50円					
36	24/6	7,150円	650円	2,722.50円					
37	24/7	7,150円	650円	2,655.50円					
38	24/8	7,150円	650円	2,588.50円					
39	24/9	7,150円	650円	2,521.50円					
40	24/10	7,150円	650円	2,454.50円					
41	24/11	7,150円	650円	2,387.50円					
42	24/12	7,150円	650円	2,320.50円					
43	25/1	7,150円	650円	2,253.50円					
44	25/2	7,150円	650円	2,186.50円					
45	25/3	7,150円	650円	2,119.50円					
46	25/4	7,150円	650円	2,052.50円					
47	25/5	7,150円	650円	1,985.50円					
48	25/6	7,150円	650円	1,918.50円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

〈営業担当窓口〉 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

事務所費請求内訳


2023年4月支払い分

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	5月分
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット ポイント還元		
	電話+インターネット ポイント還元		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	3月分
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥72,150	
請求額(a*1/3)			¥24,050

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和5年	
通收金額貸家	
第 号	上原事務所殿

		領收印鑑	此通帳附込期限 令和5年 4月31日 満迄5年 3月迄		
約定金 六万五千円 定					
25日	3月	四月分受取	25日	9月	十月分受取
25日	4月	五月分受取	日	日	月分受取
25日	5月	六月分受取	日	日	月分受取
25日	6月	七月分受取	日	日	月分受取
25日	7月	八月分受取	日	日	月分受取
25日	8月	九月分受取	日	日	月分受取

通常貯金 (兼お借入明細)

4



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
5-04-03	(ジャ-7: ファイブス)		支払 7,150	

○ 現在高 (貸付高) の金額に- (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
○ 通帳を A T M (現金自動振払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

事務所費請求内訳

2023年5月支払い分


名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	6月分
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150
コピーリースカウン		¥4,400	3,4月分
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥76,550	
請求額(a*1/6)			¥12,758

書籍名	金額
合計	
請求額	

3月31日より4月9日まで府会議員選挙があったので、この期間にかかる支出の按分率を1/6にした。尚、4月分の家賃も6月も同一金額なので、6月分家賃領収書を添付。

令和5年	[Redacted]
通收金額貸家	
第 号	上原事務所殿

		領收印鑑	此通帳附込期限 令和5年 [Redacted] 4月31日 満了迄5年 3月迄	
約定金月金 六万五千円 定				
25日	8月	九月金受取	[Redacted]	日 月
25日	7月	八月金受取	[Redacted]	日 月
25日	6月	七月金受取	[Redacted]	日 月
25日	5月	六月金受取	[Redacted]	日 月
25日	4月	五月金受取	[Redacted]	日 月
25日	3月	四月金受取	[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月
			[Redacted]	日 月

通常貯金 (兼お借入明細)

4



年月日	取捨店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
▲01				1▶
▲02				2▶
▲03				3▶
▲04				4▶
▲05				5▶
▲06				6▶
▲07				7▶
▲08				8▶
▲09				9▶
▲10				0▶
▲11				1▶
▲12				2▶
▲13				3▶
▲14				4▶
▲15				5▶
▲16				6▶
▲17	5-05-08	(シャープファイナンス)	自払 7,150	7▶
▲18				8▶
▲19				9▶
▲20				0▶
▲21				1▶
▲22	5-05-24	415701. アクセスコーポレーシ	振込 4,400	2▶
▲23				3▶
▲24				4▶

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

5770816

東大阪市友井2-9-21

【請求書】

2023年 04月 30日 締切分 No. XXXXXXXXXX

有限会社アクセスコーポレーション

660-0892 尼崎市東難波町

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 立花支店 普通：XXXXXXXXXX
※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,200	0	0	2,200	2,000	200	4,400

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
04/30	2491	TASKalfa2510i 基本料金	1	2,000	2,000	
04/30	2491	TASKalfa2510i 黒カウンタ	389	0	0	10843→11232
04/30	2491	消費税10% 対象売上2000円			200	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-24	41570	通帳送金
記号	番号	
****	XXXXXXXXXX	
取扱番号	お取引金額	
N161	*4,400	
	残高	
	XXXXXXXXXX	

尼崎信用金庫
 立花支店
 普通 XXXXXXXXXX
 ユ. アクセスコーポレーション
 送金料金 *220円
 振込予定日 05-05-24
 ウエハラ ケンサク

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

事務所費請求内訳

2023年6月支払い分

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	7月分
水光熱費	電気代	¥5,328	
	ガス代	¥1,722	
	水道代		
	電話+インターネット ポイント還元		
	電話+インターネット ポイント還元		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥79,200	
請求額(a*1/3)			¥26,400

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和5年



家賃金領収之通

第 号 上原事務所 殿



領収印鑑



此通帳附込期限
令和5年 3月 31日
満了迄5年

約定賃金 六万五千円 定

25日 3月	四月分受取		25日 9月	十月分受取	
25日 4月	五月分受取		日 月	月分受取	
25日 5月	六月分受取		日 月	月分受取	
25日 6月	七月分受取		日 月	月分受取	
25日 7月	八月分受取		日 月	月分受取	
25日 8月	九月分受取		日 月	月分受取	

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 上原 賢作 様		5年 5月分
お客さま 番号	日種ノ所ノ番ノ号	ご請求金額 5,328 円
ご使用 期間	4月21日~ 5月23日	484 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)
31	112	2,026
51	0	3,302
燃料費調整額		-533.06 円
再エネ促進賦課金		156 円
ご使用場所 東大阪市友井2丁目9-21		

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 6月23日 金銭債権取崩期限日 6月23日

本票は、7月5日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

被振込人 〇〇〇〇〇〇〇〇 本行により現金振込が収納することはありません。

収 納 一 印

37161

73.6.18

収入印紙不要

(裏面もご確認ください)

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

2023年 5月分

金額 1,722 円

支払期限日 6月22日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 7月2日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの払込はできなくなります。

← ゆうちょ銀行でお支払いの場合は左側の2票のみをお出しください
その他の窓口でのお支払いの場合は切り取り不要でお出しください



大阪ガス株式会社 (お客さま控)

大阪ガスご使用量のお知らせ

ご使用番号

ガス供給地点特定番号

上原 賢作 様

2023年 5月 4月21日~ 5月23日(33日間)

請求金額 1,722 円

当月ガス料金	759 円
(内ガス料金分消費税	69 円)
・基本料金	759円00銭
・従量料金(①×②)	0円00銭
前月ガス繰越分金額	963 円

ご契約 一般

①ご使用量 1)-2)	0 m ³
1) 今回メーター指示数	1372
2) 前回メーター指示数	1372
前年同月ご使用量	1 m ³ (33日)
前年同月比(30日換算)	0.0%



通常貯金 (兼お借入明細)

5



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
▲01▶					01▶
▲02▶					02▶
▲03▶					03▶
▲04▶					04▶
▲05▶	5-06-05	(シャープファイナンス)	自私	7,150	05▶
▲06▶					06▶
▲07▶					07▶
▲08▶					08▶
▲09▶					09▶
▲10▶					10▶
▲11▶					11▶
▲12▶					12▶
▲13▶					13▶
▲14▶					14▶
▲15▶					15▶
▲16▶					16▶
▲17▶					17▶
▲18▶					18▶
▲19▶					19▶
▲20▶					20▶
▲21▶					21▶
▲22▶					22▶
▲23▶					23▶
▲24▶					24▶

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳を A T M (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



事務所費請求内訳

2023年7月支払い分

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代	¥5,413	6月分
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	コピーリース料等	¥7,150	7月分
	コピーリースカウンタ		
備品・他			
	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥12,563	
請求額(a*1/3)			¥4,187

書籍名	金額
合計	
請求額	

電気料金振込受領証(兼請求書)



いつもご利用いただきありがとうございます。

(裏面もご覧ください)

おなまえ		上原 賢作 様		5 年 6 月分	
お客様番号	日理ノ所ノ電ノ号	ご請求金額		5,413 円	
ご使用期間	5月24日~ 6月20日	電気料金(内訳)	491 円		
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	117	2,111	東大阪市友井2丁目9-21		
51	0	3,302			
燃料費調整額	-556.86円				
再エネ促進賦課金	163円				

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 7月21日 当分電気料金支払期限日 7月21日

本票は、8月2日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 株式会社関西電力

本票により預金員が収納することはありません。

収 納 印



取入印紙不要

(お客様控え)

通常貯金 (兼お借入明細)

5



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				
14				
15				
16				
17	5-07-03	(シャープファイナンス)	自払 7,150	
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

事務所費請求内訳

2023年8月支払い分

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代	¥9,581	7月分
	ガス代	¥1,518	7月分
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	7月分
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥18,249	
請求額(a*1/3)			¥6,083

書籍名	金額
合計	
請求額	

通常貯金 (兼お借入明細)

6



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				
02				
03				
04	5-08-03	(シャープファイナンス)	自払 7,150	
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。



(裏面もご確認ください)

おなまえ **上原 賢作 様** **5年7月分**

お客さま番号 **[REDACTED]** ご請求金額 **9,581 円**

ご利用期間 **6月21日~7月23日** (前月分) **870 円**

契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	147	2,765	東大阪市友井2丁目9-21
51	49	6,816	

燃料費調整額	-932.90円
再エネ促進賦課金	273円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて**変更手続き**が可能です。

お支払期限日 **8月23日** (金融機関取扱期限日) **8月23日**

本票は、9月4日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 **0800-777-8810**

収納印



収入印紙不要 (お客さま控え)

振込先 関西電力 本票により現金員が収納することはありません。

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

2023年7月分

金額 **1,518円**

支払期限日 **8月21日**

上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 **8月31日まで**

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの払込はできなくなります。

← ゆうちょ銀行でお支払いの場合、お支払いの旨は切り取り印を必ずお出しください



大阪ガス株式会社

(お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号 **[REDACTED]**
ガス供給地点特定番号 **[REDACTED]**

上原 賢作 様

2023年7月 (ご使用期間(日数) **6月22日~7月21日(30日間)**)

請求金額 **1,518円**

当月ガス料金	759円
(内)ガス料金分消費税	69円
・基本料金	759円00銭
・従量料金(①×②)	0円00銭
前月ガス繰越分金額	759円

ご契約 一般

①ご使用量 1) - 2) **0 m³**

1) 今回メーター指示数 **1372**
2) 前回メーター指示数 **1372**

前年同月ご使用量 **0 m³ (30日)**
前年同月比(30日換算) *****%**

事務所費請求内訳

2023年9月支払い分

名前 上原賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	10月分
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	電話+インターネット		
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	電話+インターネット		
	ポイント還元		
	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他			
	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥65,000	
請求額(a*1/3)			¥21,666

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和5年



通收金額貸家

第 号 上原事務所殿



領收印鑑



此通帳附込期限
令和5年 3月迄
満了
令和5年 4月

約定金月金 六万五千円 定

25日 3月

四月分受取

25日 9月

十月分受取

25日 4月

五月分受取

日 月

月分受取

25日 5月

六月分受取

日 月

月分受取

25日 6月

七月分受取

日 月

月分受取

25日 7月

八月分受取

日 月

月分受取

25日 8月

九月分受取

日 月

月分受取